

優先株式発行要項

1. 第二回第四種優先株式

- | | | | |
|------|------------------------|-------------------------------|--------------|
| (1) | 優先株式の名称 | 株式会社富士銀行第二回第四種優先株式 | |
| (2) | 発行株式数 | 無額面第二回第四種優先株式 | 150,000,000株 |
| (3) | 発行価額 | 株式会社富士銀行第二回第四種優先株式 | 1株につき2,000円 |
| (4) | 発行価額中資本に
組入れない額 | 株式会社富士銀行第二回第四種優先株式 | 1株につき1,000円 |
| (5) | 発行総額 | 300,000,000,000円 | |
| (6) | 申込期日 | 平成11年3月30日 | |
| (7) | 払込期日 | 平成11年3月30日 | |
| (8) | 発行方法 | 株式会社整理回収銀行に直接全額割当ての方法により発行する。 | |
| (9) | 募集を行う地域 | 募集は行われぬ。 | |
| (10) | 当該有価証券の上場を予定する証券取引所の名称 | 予定なし | |
| (11) | 第二回第四種優先株式に関する事項 | | |

イ. 優先配当金

(イ) 優先配当金

優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は優先株式の登録質権者（以下「優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき42円の配当金（以下「優先配当金」という。）を支払う。但し、当該営業年度において、下記に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

なお、平成11年3月31日の1日間に対する第1回優先配当金については、1株につき12銭を支払う。

(ロ) 非累積条項

ある営業年度において、優先株主又は優先登録質権者に対して優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

優先株主又は優先登録質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(二) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき21円（以下「優先中間配当金」という。）を支払う。

ロ. 配当起算日

平成11年3月31日

ハ. 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主又は優先登録質権者に対しては、上記の外残余財産の分配は行わない。

ニ. 優先順位

優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当行が発行する全ての優先株式と同順位とする。

ホ. 消却

当行は、いつでも優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

ヘ. 強制償還

当行は、優先株式発行後、5年間を経過した後はいつでも、優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は抽選その他の方法により行う。

償還価額は、1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。

上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日及び償還日を含む。）で日割計算した額とし、その計算は円位未満小数第三位まで算出し、その小数第三位を四捨五入する。但し、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ト. 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除く外、株主総会において議決権を有しない。

チ. 新株引受権等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除く外、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当行は、優先株主には新株の引受権又は転換社債若しくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

2. 第三回第三種優先株式

- | | | | |
|------|------------------------|-------------------------------|--------------|
| (1) | 優先株式の名称 | 株式会社富士銀行第三回第三種優先株式 | |
| (2) | 発行株式数 | 無額面第三回第三種優先株式 | 125,000,000株 |
| (3) | 発行価額 | 株式会社富士銀行第三回第三種優先株式 | 1株につき2,000円 |
| (4) | 発行価額中資本に組入れない額 | 株式会社富士銀行第三回第三種優先株式 | 1株につき1,000円 |
| (5) | 発行総額 | 250,000,000,000円 | |
| (6) | 申込期日 | 平成11年3月30日 | |
| (7) | 払込期日 | 平成11年3月30日 | |
| (8) | 発行方法 | 株式会社整理回収銀行に直接全額割当ての方法により発行する。 | |
| (9) | 募集を行う地域 | 募集は行われない。 | |
| (10) | 当該有価証券の上場を予定する証券取引所の名称 | 予定なし | |
- (11) 第三回第三種優先株式に関する事項
- イ. 優先配当金 (イ) 優先配当金
- 優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は優先株式の登録質権者（以下「優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき11円の配当金（以下「優先配当金」という。）を支払う。但し、当該営業年度において、下記に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- なお、平成11年3月31日の1日間に対する第1回優先配当金については、1株につき4銭を支払う。
- (ロ) 非累積条項
- ある営業年度において、優先株主又は優先登録質権者に対して優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
- (ハ) 非参加条項
- 優先株主又は優先登録質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(二) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき5円50銭（以下「優先中間配当金」という。）を支払う。

- ロ. 配当起算日 平成11年3月31日
- ハ. 残余財産の分配 当行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主又は優先登録質権者に対しては、上記の外残余財産の分配は行わない。
- ニ. 優先順位 優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当行が発行する全ての優先株式と同順位とする。
- ホ. 消却 当行は、いつでも優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。
- ヘ. 強制償還 当行は、優先株式発行後、5年間を経過した後平成18年9月30日まではいつでも、優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は抽選その他の方法により行う。
償還価額は1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。
上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日及び償還日を含む。）で日割計算した額とし、その計算は円位未満小数第三位まで算出し、その小数第三位を四捨五入する。但し、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- ト. 議決権 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除く外、株主総会において議決権を有しない。
- チ. 新株引受権等 当行は、法令に別段の定めがある場合を除く外、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
当行は、優先株主には新株の引受権又は転換社債若しくは新株引受権付社債の引受権を与えない。
- リ. 普通株式への転換 優先株主は、下記（イ）に定める転換を請求し得べき期間中、下記（ロ）に定める転換の条件で、優先株式の普通株式への転換を請求することができるものとし、その内容については次のとおりである。

(イ) 転換を請求し得べき期間

平成18年10月1日から平成23年1月31日までとする。但し、当行株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(ロ) 転換の条件

a. 当初転換価額

当初転換価額は、平成 18 年 10 月 1 日における普通株式の時価に 1.025 を乗じた額（円位未満小数第二位まで算出し、その小数第二位を四捨五入する。）とする。但し、当該価額が、420 円（但し、下記 c. の調整を受ける。）を下回る場合は、420 円とする。

上記「時価」とは、平成 18 年 10 月 1 日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第二位まで算出し、その小数第二位を四捨五入する。

b. 転換価額の修正

転換価額は平成 19 年 10 月 1 日とその後平成 22 年 10 月 1 日までの毎年 10 月 1 日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）における普通株式の時価が当該転換価額修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該転換価額修正日以降時価に修正されるものとする。但し、当該時価が当初転換価額の 80%に相当する金額（円位未満小数第二位まで算出し、その小数第二位を四捨五入する。但し、下記 c. の調整を受ける。）（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第二位まで算出し、その小数第二位を四捨五入する。

c. 転換価額の調整

- (a) 優先株式発行後次の号のいずれかに該当する場合には、転換価額（下限転換価額を含む。）を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整する。但し、転換価額調整式により計算される転換価額が普通株式の額面金額の 2 倍の額を下回る場合には、普通株式の額面金額の 2 倍の額をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{1株当りの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- ① 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は株式の分割のための株主割当日がある場合はその翌日以降、また、株式の分割がない場合は商法第 220 条において準用する商法第 215 条第 1 項に規定された一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。

但し、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日の以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

- ③ 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換又は新株引受権を行使できる証券を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券の発行日に、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換又は全ての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降又はその割当日の翌日以降これを適用する。
 - ④ 普通株式に転換又は新株引受権を行使できる証券であって、発行日において転換価額又は新株引受権の行使価額が決定されておらず、後日の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるべきものとされている証券を発行する場合において、証券の転換価額又は行使価額が決定された結果、転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換又は新株引受権を行使できる場合には、調整後の転換価額は、当該価額決定日において残存する証券の全額が転換又は全ての新株引受権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (b) 前項各号に掲げる場合の外、合併、資本の減少又は普通株式の併合等により転換価額（下限転換価額を含む。）の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に変更される。
 - (c) 転換価額調整式に使用する1株当りの時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、上記c.(a)②但し書の場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第二位まで算出し、その小数第二位を四捨五入する。
 - (d) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合にはその日の、また、株主割当日がない場合には次に定める日における当行の発行済株式数とする。
- ① 株式の分割を行なう場合には、商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日
 - ② その他の場合には、調整後転換価額を適用する1ヵ月前の日

(e) 転換価額調整式に使用する1株当りの払込金額とは、

- ① 上記c.(a)①の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）
- ① 上記c.(a)②の株式の分割により普通株式を発行する場合には0円
- ② 上記c.(a)③の時価を下回る価額をもって普通株式に転換又は新株引受権を行使できる証券を発行する場合には、当該転換価額又は新株引受権の行使価額をそれぞれいうものとする。
- ③ 上記c.(a)④において、転換価額又は行使価額が決定された結果、時価を下回る価額をもって普通株式に転換又は新株引受権を行使できる場合には、当該転換価額又は新株引受権の行使価額をそれぞれいうものとする。

(f) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第二位まで算出し、その小数第二位を四捨五入する。

(g) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

d. 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数 = $\frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$

発行株数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(ハ) 転換により発行する株式の内容

株式会社富士銀行額面普通株式（現在1株の額面金額50円）

(二) 転換請求受付場所

名義書換代理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 安田信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 安田信託銀行株式会社 本店証券代行部
同取次所	安田信託銀行株式会社 国内各支店

(ホ) 転換の効力の発生

転換の効力は、転換請求に要する書類及び優先株券が、上記(二)に定める名義書換代理人の事務取扱場所に到達したときに発生する。

(ヘ) 転換後第一回目の配当

優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の株主配当金又は中間配当金は、転換の請求又は一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

又. 普通株式への一斉転換

平成23年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成23年2月1日（以下「一斉転換日」という。）をもって、2,000円をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第二位まで算出し、その小数第二位を四捨五入する。但し、当該時価が2,000円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額（その計算は円位未満小数第二位まで算出し、その小数第二位を四捨五入する。）又は普通株式の額面金額のいずれか高い金額を下回るときは、2,000円をそのいずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。

上記「当初の転換比率」とは、2,000円を当初転換価額で除した数とする。

上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

3. 第四回第三種優先株式

- | | | | |
|------|------------------------|-------------------------------|--------------|
| (1) | 優先株式の名称 | 株式会社富士銀行第四回第三種優先株式 | |
| (2) | 発行株式数 | 無額面第四回第三種優先株式 | 125,000,000株 |
| (3) | 発行価額 | 株式会社富士銀行第四回第三種優先株式 | 1株につき2,000円 |
| (4) | 発行価額中資本に組入れない額 | 株式会社富士銀行第四回第三種優先株式 | 1株につき1,000円 |
| (5) | 発行総額 | 250,000,000,000円 | |
| (6) | 申込期日 | 平成11年3月30日 | |
| (7) | 払込期日 | 平成11年3月30日 | |
| (8) | 発行方法 | 株式会社整理回収銀行に直接全額割当ての方法により発行する。 | |
| (9) | 募集を行う地域 | 募集は行われぬ。 | |
| (10) | 当該有価証券の上場を予定する証券取引所の名称 | 予定なし | |
| (11) | 第四回第三種優先株式に関する事項 | | |
- イ. 優先配当金
- (イ) 優先配当金
- 優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は優先株式の登録質権者（以下「優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき8円の配当金（以下「優先配当金」という。）を支払う。但し、当該営業年度において、下記に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- なお、平成11年3月31日の1日間に対する第1回優先配当金については、1株につき3銭を支払う。
- (ロ) 非累積条項
- ある営業年度において、優先株主又は優先登録質権者に対して優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
- (ハ) 非参加条項
- 優先株主又は優先登録質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(二) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき4円（以下「優先中間配当金」という。）を支払う。

- ロ. 配当起算日 平成11年3月31日
- ハ. 残余財産の分配 当行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録質権者に対し、普通株式又は普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主又は優先登録質権者に対しては、上記の外残余財産の分配は行わない。
- ニ. 優先順位 優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当行が発行する全ての優先株式と同順位とする。
- ホ. 消却 当行は、いつでも優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。
- ヘ. 強制償還 当行は、優先株式発行後、5年間を経過した後平成16年9月30日まではいつでも、優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は抽選その他の方法により行う。
償還価額は1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。
上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日及び償還日を含む。）で日割計算した額とし、その計算は円位未満小数第三位まで算出し、その小数第三位を四捨五入する。但し、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- ト. 議決権 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除く外、株主総会において議決権を有しない。
- チ. 新株引受権等 当行は、法令に別段の定めがある場合を除く外、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
当行は、優先株主に新株の引受権又は転換社債若しくは新株引受権付社債の引受権を与えない。
- リ. 普通株式への転換 優先株主は、下記（イ）に定める転換を請求し得べき期間中、下記（ロ）に定める転換の条件で、優先株式の普通株式への転換を請求することができるものとし、その内容については次のとおりである。

（イ）転換を請求し得べき期間

平成16年10月1日から平成21年1月31日までとする。但し、当行株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(ロ) 転換の条件

a. 当初転換価額

当初転換価額は、平成 16 年 10 月 1 日における普通株式の時価に 1.025 を乗じた額（円位未満小数第二位まで算出し、その小数第二位を四捨五入する。）とする。但し、当該価額が、540 円（但し、下記 c. の調整を受ける。）を下回る場合は、540 円とする。

上記「時価」とは、平成 16 年 10 月 1 日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第二位まで算出し、その小数第二位を四捨五入する。

b. 転換価額の修正

転換価額は平成 17 年 10 月 1 日とその後平成 20 年 10 月 1 日までの毎年 10 月 1 日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）における普通株式の時価が当該転換価額修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該転換価額修正日以降時価に修正されるものとする。但し、当該時価が当初転換価額の 70% に相当する金額（円位未満小数第二位まで算出し、その小数第二位を四捨五入する。但し、下記 c. の調整を受ける。）（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第二位まで算出し、その小数第二位を四捨五入する。

c. 転換価額の調整

- (a) 優先株式発行後次の号のいずれかに該当する場合には、転換価額（下限転換価額を含む。）を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整する。但し、転換価額調整式により計算される転換価額が普通株式の額面金額の 2 倍の額を下回る場合には、普通株式の額面金額の 2 倍の額をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{1株当りの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- ① 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は株式の分割のための株主割当日がある場合はその翌日以降、また、株式の分割がない場合は商法第 220 条において準用する商法第 215 条第 1 項に規定された一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。

但し、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日の以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

- ③ 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換又は新株引受権を行使できる証券を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券の発行日に、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換又は全ての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降又はその割当日の翌日以降これを適用する。
 - ④ 普通株式に転換又は新株引受権を行使できる証券であって、発行日において転換価額又は新株引受権の行使価額が決定されておらず、後日の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるべきものとされている証券を発行する場合において、証券の転換価額又は行使価額が決定された結果、転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換又は新株引受権を行使できる場合には、調整後の転換価額は、当該価額決定日において残存する証券の全額が転換又は全ての新株引受権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (b) 前項各号に掲げる場合の外、合併、資本の減少又は普通株式の併合等により転換価額（下限転換価額を含む。）の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に変更される。
 - (c) 転換価額調整式に使用する 1 株当りの時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、上記 c. (a)②但し書の場合には株主割当日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第二位まで算出し、その小数第二位を四捨五入する。
 - (d) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合にはその日の、また、株主割当日がない場合には次に定める日における当行の発行済株式数とする。
- ① 株式の分割を行う場合には、商法第 220 条において準用する商法第 215 条第 1 項に規定された一定の期間満了の日
 - ② その他の場合には、調整後転換価額を適用する 1 ヶ月前の日

(e) 転換価額調整式に使用する1株当りの払込金額とは、

- ① 上記c.(a)①の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)
- ① 上記c.(a)②の株式の分割により普通株式を発行する場合には0円
- ② 上記c.(a)③の時価を下回る価額をもって普通株式に転換又は新株引受権を行使できる証券を発行する場合には、当該転換価額又は新株引受権の行使価額をそれぞれいうものとする。
- ③ 上記c.(a)④において、転換価額又は行使価額が決定された結果、時価を下回る価額をもって普通株式に転換又は新株引受権を行使できる場合には、当該転換価額又は新株引受権の行使価額をそれぞれいうものとする。

(f) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第二位まで算出し、その小数第二位を四捨五入する。

(g) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

d. 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数 = $\frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$

発行株数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(ハ) 転換により発行する株式の内容

株式会社富士銀行額面普通株式(現在1株の額面金額50円)

(二) 転換請求受付場所

名義書換代理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 安田信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 安田信託銀行株式会社 本店証券代行部
同取次所	安田信託銀行株式会社 国内各支店

(ホ) 転換の効力の発生

転換の効力は、転換請求に要する書類及び優先株券が、上記(二)に定める名義書換代理人の事務取扱場所に到達したときに発生する。

(ヘ) 転換後第一回目の配当

優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の株主配当金又は中間配当金は、転換の請求又は一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

ヌ. 普通株式への一斉転換 平成21年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年2月1日（以下「一斉転換日」という。）をもって、2,000円をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第二位まで算出し、その小数第二位を四捨五入する。但し、当該時価が2,000円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額（その計算は円位未満小数第二位まで算出し、その小数第二位を四捨五入する。）又は普通株式の額面金額のいずれか高い金額を下回るときは、2,000円をそのいずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。

上記「当初の転換比率」とは、2,000円を当初転換価額で除した数とする。

上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

4. すべての優先株式に共通する項目

第二回第四種、第三回第三種ならびに第四回第三種優先株式の取得者に関する事項

名 称	株式会社整理回収銀行
住 所	東京都港区虎ノ門5丁目1番4号
資 本 金	160,000百万円
代表者の氏名	代表取締役社長 水野 繁
事 業 の 内 容	破綻金融機関との合併により承継し、又は破綻金融機関から譲り受けた営業の整理を行い、ならびに破綻金融機関から買い取った資産の管理及び処分を行うこと等

永久劣後債発行要項

1. 社債総額 金2,000億円
2. 各社債の金額 金1億円の1種
3. 社債券の形式 無記名式利札なしに限る。
4. 利率 本社債の利率は、第9項の規定に基づき定められるロンドン銀行間市場における円の6か月預金のオファード・レートに以下の上乗せ金利(以下スプレッドという。)を各期間毎にそれぞれ加算したもとする。

平成11年3月31日から平成16年3月31日まで	0.65%
平成16年4月1日から平成21年3月31日まで	1.35%
平成21年4月1日以降は	2.15%
5. 発行価額 額面100円につき金100円
6. 償還価額 額面100円につき金100円
7. 払込期日 平成11年3月30日
8. 償還の方法及び期限
 - (1) 本社債の元金は、下記の事由(以下永久劣後債償還事由という。)のいずれかが生じた場合に、直ちに償還する。

日本において当行について破産宣告がなされ、その破産手続の最後の配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本号乃至と同一の条件を付された債権ならびにその他本社債と支払に関して同順位または劣後順位にある債権を除く全ての債権(期限付劣後債権を含む。)が、各中間配当、最後の配当または追加配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたとき。

日本において当行について会社更生手続開始の決定がなされ、更生計画認可の決定が確定したときに、当該更生計画に記載された変更されるべき権利のうち、本社債に基づく債権及び本号乃至と同一の条件を付された債権ならびにその他本社債と支払に関して同順位または劣後順位にある債権を除く全ての債権(期限付劣後債権を含む。)が、その確定した債権額につき全額の弁済を受けたとき。

日本において当行について解散判決、株主総会の解散の決議、その他法の定める清算事由が発生し、一定の期間内に届出られた債権または当行に知られたる債権のうち、本社債に基づく債権及び本号乃至と同一の条件を付された債権ならびにその他本社債と支払に関して同順位または劣後順位にある債権を除く全ての債権(期限付劣後債権を含む。)が、その債権額(協定案のある場合は、その条件による。)につき全額の弁済を受けたとき。

当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続またはこれに準ずる手続が日本国外において本号乃至に準じて行われる場合で、その手続において本号乃至に記載の条件に準ずる条件が成就したとき。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなくその手続が行われたときに償還する。
 - (2) 本社債の元金は、その全部または一部を金融監督庁の承認を得た上で、平成16年3月31日以降の各利息の支払期日に、第6項に定める償還価額で期限前償還することができる。この場合、当行は期限前償還日の少なくとも20日前に必要な事項を公告その他の方法で社債権者に通知する。

- (3) 本社債の償還日が東京における銀行休業日にあたる時は、その翌銀行営業日にこれを繰り下げる。ただし繰り下げた日が償還日の属する月の翌月になる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (4) 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降、金融監督庁の承認を得た上でこれを行うことができる。
- (5) 本社債の償還については、本項第(1)号乃至第(4)号のほか、第13項に定める劣後特約に従う。

9. 利息支払の方法

- (1) 本社債の利息は発行日の翌日から償還日までこれをつけ、平成11年9月30日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月31日及び9月30日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。
- (2) 支払期日が東京における銀行休業日にあたる時は、その翌銀行営業日にこれを繰り下げる。ただし、繰り下げた日が支払期日の属する月の翌月になる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 本社債の利息を計算するときは、各利息期間（発行日の翌日に開始し、第1回の支払期日に終了する期間及びいずれかの支払期日の翌日に開始し、翌支払期日に終了する連続する各期間。以下利息期間という。）毎の利息金額（利息として社債券1枚当たりにつき支払われる金額をいう。以下利息金額という。）を次の計算式（以下利息金額計算式という。）により算出する。ただし、円位未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{利息金額} = \frac{\text{社債額面金額} \times \text{利率} \times \text{利息期間の実日数}}{360 \text{日}}$$

- (4) 利息金額計算式において使用する利率は、ロンドン銀行間市場における円の6か月預金のオフワード・レート（以下6か月ユーロ円ライボ－という。）に第4項に定める所定のスプレッドを加算したものとす。6か月ユーロ円ライボ－とは、利息期間の各々の開始直前の支払期日(初回の利息期間の場合は発行日)から本号 に定めるロンドン営業日を2日遡った日(以下利率基準日という。)の午前11時(ロンドン時間)現在の本号 に定めるテレレート3750頁に表示されている当該金利とする。当行は利率確認事務取扱会社として利率基準日の翌東京営業日（以下利率決定日という。）の午前10時（東京時間）以前に当該金利を確認する。いずれかの利率基準日に当該金利がテレレート3750頁に掲載されないか、またはテレレート3750頁が利用不能となった場合、当行は、利率決定日に、本号 に定めるすべての利率照会銀行の東京の主たる店舗に対し、利率基準日の午前11時(ロンドン時間)頃のロンドン銀行間市場において、それらのロンドンの主たる店舗が提示している主要銀行に対する円の6か月預金のオフワード・レート(年率で表示)を当行に提供するよう求め、利率照会銀行の提供したオフワード・レートの算術平均値(オフワード・レートを提供しない銀行を除く。)を算出し、本号 に定める6か月ユーロ円ライボ－にこれを適用する。ただし、当行に対しオフワード・レートが全ての利率照会銀行から提供された場合に限り、そのうち最も高い2つの値と最も低い2つの値を除き、残りのオフワード・レートについての算術平均値を算出し、本号 に定める6か月ユーロ円ライボ－にこれを適用する。当行に対しオフワード・レートを提供した利率照会銀行が2行に満たなかった場合、当行は、当該利率基準日の直前のロンドン営業日の午前11時(ロンドン時間)現在のテレレート3750頁に掲載されているロンドン銀行間市場における円の6か月預金のオフワード・レートをもって、本号 に定める6か月ユーロ円ライボ－に適用する。ただし、上記のロンドン営業日が直前の利息期間における利率基準日以前となる場合には、利率は直前の利息期間の適用利率とする。算術平均値の計算は、小数点第5位以下を四捨五入する。ロンドン営業日とは、ロンドンにおいて銀行が営業(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を行っている日とし、東京営業日とは、東京において銀行が営業(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を行っている日とする。テレレート3750頁とは、円預金の英国銀行協会利息決済レートを表示するダウ・ジョーンズ・テレレートサービスの頁とする。利率照会銀行とは、利率基準日直前のロンドン営業日にテレレート3750頁に表

示された6か月ユーロ円ライボ－を算出するために、そのオファード・レートを提供する銀行とする。

- (5) 当行は、各利率決定日に利息金額計算式に基づき利息金額を算出するものとし、当該利息金額の算出に使用した6か月ユーロ円ライボ－ならびに利率及び実日数等必要な事項を公告その他の方法で社債権者に通知するものとする。また、当行は各利息期間の開始日から5銀行営業日以内(利息期間の開始日を含む。)に本項第(4)号で決定された本社債の利率を本店においてその営業時間中、一般の閲覧に供する。
- (6) 償還日後は利息をつけない。
- (7) 本社債の利息の支払については、本項第(1)号乃至第(6)号及び第13項に定める劣後特約のほか、以下の条件に従う。

本社債の各支払期日における利息の支払は、当該支払期日直前の当行の定時株主総会で法令に従い承認または報告された当行の貸借対照表において配当可能利益がない場合には、下記の期日のうちいずれか早く到来する日まで繰り延べることができる。本号において「配当可能利益」とは、商法、銀行法及び当行が適用を受ける行政上の規制に従って利益の配当に供しうる額を意味する。

(a) その後の定時株主総会で承認または報告された当行の貸借対照表において配当可能利益が生じた後最初に到来する支払期日。

(b) 本社債の全部または一部が第8項の定めに従って償還される日。

本社債の各支払期日における利息の支払いは、銀行法第14条の2に基づき定められた当行が最低限維持すべき銀行の自己資本の基準値または銀行及びその子会社等の自己資本の基準値(以下合わせて基準値という。)に関して、当該支払期日の直前に公表された当行の自己資本比率または当行及びその子会社等の自己資本比率がそれぞれの基準値の50パーセント未満である場合には、以下の期日のうちいずれか早く到来する日まで繰り延べることができる。

(a) その後に公表された当行の自己資本比率ならびに当行及びその子会社等の自己資本比率がそれぞれ基準値の100パーセント以上となった後最初に到来する支払期日。

(b) 本社債の全部または一部が社債要項の定めに従って償還される日。

本号 または の規定に従って繰り延べられた利息(以下繰延利息という。)には利息をつけない。

10. 物上担保・保証の有無

本社債には物上担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

11. 社債管理会社の不設置

本社債には、商法第297条ただし書に基づき、社債管理会社は設置しない。

12. 財務上の特約

本社債には、一切の財務上の特約を付さない。

13. 劣後特約

- (1) 当行に関し、日本において破産宣告がなされ、かつ破産手続が継続している場合、日本において会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、日本において当行について解散判決、株主総会の解散の決議、その他法の定める清算事由が発生し、かつその状態が継続している場合、または日本法によらない破産手続、会社更生手続またはこれに準ずる手続が外国において行われている場合に、本社債に基づく元利金(繰延利息を含むものとする。以下本項において同じ。)の支払請求権の効力は、永久劣後償還事由の発生を停止条件とし、その条件が成就したときに発生する。
- (2) 当行は、前号に従って定められた条件が成就した場合を除き、当行が支払不能のときには本社債に関する支払を行ってはならず、また社債権者は支払を要求することはできない。ここで当行が支払不能の場合とは、当行が期限の到来している債務を支払うことができない場合、または当行の総資産が本社債に基づく債務より上位順位の債務の合計額を上回らない場合をいう。

- (3) 本社債要項の各条項は、いかなる意味においても本社債に優先する債権の債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、このような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。
- (4) 本社債要項に基づく元利金の支払請求権の効力が、本項に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当行に返還する。
- (5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本項第(1)号に従って定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、社債権者は、本社債に基づく元利金請求権を相殺の対象とすることはできない。

14. 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債には、期限の利益喪失に関する特約は付されない。
- (2) 本社債の社債権者は、商法第334条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

15. 社債券の喪失、毀損等の取り扱い

- (1) 本社債の社債券を喪失した者が、その種類、記番号、喪失の事由その他必要事項を当行に届け出て、かつ、公示催告のし、除権判決の謄本を添えて代わり社債券の交付を請求したときは、当行は、これに対して代り社債券を交付することができる。
- (2) 本社債の社債券を毀損または汚染したものについて代わり社債券の交付請求があったときは、当行は、その毀損または汚染社債券と引き換えに代わり社債券を交付することができる。ただし、毀損の程度が大きいとき、または真偽の鑑別が困難なときは、前号に準ずる。
- (3) 本項第(1)号または第(2)号により代わり社債券を交付する場合、当行は、社債券各通について手数料としてこれに要した実費（印紙税を含む。）を徴収する。本社債の登録を抹消し、社債券を交付する場合も同様とする。

16. 元利金支払事務取扱者及び元利金支払場所

株式会社富士銀行 本店

17. 登録機関

株式会社富士銀行

18. 公告の方法

本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段に定めがある場合を除いては、当行の定款所定の新聞紙に掲載する。

19. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当行がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前までに社債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の総額の10分の1以上にあたる社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当行に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

20. 社債要項の公示

当行は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

21. 社債要項の変更

本要項に定められた事項（第16項を除く。）の変更は、法令に定めがある場合を除き、裁判所の許可を受けたうえ、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに、当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。

この場合、社債権者集会の決議は本要項と一体をなすものとする。

以上